

ガス事業法適用施設における 水銀の環境規制に関する省令の改正について

平成30年3月6日
ガス安全室

1. 改正の背景

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）改正により、水銀排出施設に関する規制が実施される。

水銀排出施設に関する規制について、大気汚染防止法第27条第1項では、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）及び鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設については、大気汚染防止法の一部の規制を適用せず、それぞれの法律に基づき規制を行う旨、規定している。

このため、大気汚染防止法に基づく規制と同様の規制を措置するべく、以下の省令を改正する。

【ガス事業法関係】

- ・ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）
- ・ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）
- ・ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）

2. 主な改正事項

【ガス事業法施行規則】

工事計画の届出の対象に、「水銀排出施設」の設置、構造の変更、取替え又は廃止等を新たに追加するとともに、届出に係る提出書類を規定。（別表第1及び別表第2）

【ガス工作物の技術上の基準を定める省令】

（1）水銀等の排出基準について

水銀排出施設における水銀濃度の排出基準を追加。（第3条第4項）

（2）経過措置（附則）

- ①現に設置されている水銀排出施設についての水銀等の量については、当分の間、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号。以下「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」という。以下同じ。）附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量をもって規制することを規定。（附則）
- ②現に設置されている水銀排出施設のうち、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第1項の規定による基準に適合しないものについては、今回の改正省令の施行の日から2年を経過する日（同項の基準に適合させるための改修が完了した場合にはその完了した日）まで、当該基準を適用しないこ

とを規定。(附則)

- ③上記①②について、水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃料能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50%以上増加したもの(水銀排出量の増加を伴うものに限る。)には適用しないことを規定。(附則)

【ガス関係報告規則】

- (1) 水銀排出施設の使用の方法又は水銀等の処理の方法に変更があった場合の届出工事計画届出の対象とならない水銀排出施設の使用の方法又は水銀等の処理の方法に係る変更について、新たな届出の対象として追加。(第5条第1項第3号)

(2) 経過措置

現に設置しているガス工作物が水銀排出施設となった場合において水銀等を大気中に排出する場合には、水銀排出施設となった日から30日以内に届出することを新たに規定。(第5条第2項)

(3) 施設を廃止した場合の報告について

ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設を廃止した場合には、ガス事業法施行規則別表第1に規定する工事計画の対象となり、手続が重複していることから、合理化のため報告の規定を削除。(旧第5条第3項)

3. 今後のスケジュール

平成30年2月14日	パブリックコメント(30日間)
平成30年3月下旬	公布
平成30年4月1日	施行